

COVID-19：コロナ対策は日本国憲法を阻害したか？

遠藤 舜也

本論文では、「コロナ禍がもたらす日本の憲法問題」をテーマに、日本国憲法が規定する様々な人権について改めて考え、コロナ禍における日本国憲法の在り方や法解釈の正当性について研究を行った。また、近年、憲法改正の論点の1つとなっている「緊急事態条項（国家緊急権）の創設」についても、その定義や議論などを踏まえて検討を行った。本論文の構成は以下のようになっている。

第1章では、コロナ禍における日本の対応を各種法律の枠組みや法的根拠などの視点から現状を分析する。

第2章では、日本国憲法が規定する人権について、具体的な問題・事例等を取り上げつつ議論を展開する。

第3章では、新型コロナウイルス感染症対策の観点から日本と諸外国との比較・分析を行う。

第4章では、コロナ禍における憲法改正論として緊急事態条項（国家緊急権）の可能性を考える。そのためにも、この章では緊急事態条項（国家緊急権）の定義や日本国憲法上の学説（容認説・否定説）、さらには各国との比較を中心に論じる。

第5章では、第1章から第4章の内容を踏まえ、今日におけるコロナ禍の人権問題を中心に日本国憲法の在り方、法解釈の妥当性、さらには憲法改正によって緊急事態条項（国家緊急権）を設けるべきか否かなどを考察した上で、今後の課題・展望を提言する。

結論として、コロナ禍における人権制限については憲法を逸脱したものではないと考えられていること、さらには補償や人権制約の在り方等については、現在も議論がなされていることが分かった。さらに、緊急事態条項（国家緊急権）については現行の日本国憲法には明記されておらず、法律等で整備されていることや他国と比較した場合も法律等で整備されている国が多いことが明らかとなった。今後は、法整備の具体的な方法や法解釈の妥当性、さらには人権規定・緊急事態条項（国家緊急権）に対する慎重な議論が大きな論点となり得るのではないかと考える。